

当社の表現の扱いについて

* 当社では、従来「障害」と表記してきたものについて、法律名や団体名等の固有の名称を除いて、可能な限り「障がい」と改めています。

また、「障害者」については、「障がいのある方」もしくは「障がいのある人」に改めています。

「害」の字は、身体障害者福祉法制定の際に、「礙」や「碍」（礙の俗字）の字が、当用漢字の制限を受けて使用できないため、代わりに使用されるようになりました。

最近になって、自治体の中でこの表記を改める動きが出てきたため、当社でも表記を改めるものであります。

何卒ご理解を頂けますようお願い申し上げます。